

国立大学法人滋賀医科大学内部質保証に関する基本方針

令和4年2月1日制定

令和7年4月1日改正

1. 基本的な考え方

国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）の理念及び使命の実現に向けて、教育研究活動等の状況について継続的に自ら点検や評価を行い、その結果に基づき改善・向上に努め、それによってその質を自ら保証する（以下「内部質保証」という。）ため、教育プログラム等の毎年度の点検（モニタリング）や点検・評価（レビュー）を行う。

2. 内部質保証の責任

- ・ 本学の内部質保証に関する統括責任者は、教育研究評議会の議長である学長とする。
- ・ 自己点検・評価の責任者は、教育推進本部の長である理事及び教学活動評価委員会委員長とする。
- ・ 改善・向上に関する活動の責任者は、教育推進本部の長である理事とする。
- ・ 中核となる委員会等の組織は、教育推進本部及び教学活動評価委員会とし、点検・評価（レビュー）を行う。また、教育推進本部、医学・看護学教育センター、アドミッションセンター、情報統括・セキュリティ委員会、附属図書館学術情報委員会、国際交流センター及び建築・環境委員会（以下「実施組織」という。）において、点検（モニタリング）を行う。

3. 実施体制

本学の内部質保証に関する体制は以下のとおりとする。

（1）教育推進本部

教育推進本部は、教学活動評価委員会において実施された点検・評価（レビュー）の結果を踏まえて、第三者評価（国立大学法人評価、大学機関別認証評価及び医学教育分野別評価）を活用しながら、継続的に改善計画を策定し、教育研究評議会及び教授会の承認を得たうえで、対応する実施組織に改善活動を指示する。また、理念・使命との整合性があるディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの策定状況について、点検（モニタリング）を行う。

（2）教学活動評価委員会

教学活動評価委員会は、実施組織の点検（モニタリング）結果を、IR室が実施した調査・分析に基づくデータ等を踏まえて、点検・評価（レビュー）し、その結果を教育推進本部に報告する。

（3）医学・看護学教育センター

医学・看護学教育センターは、教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を保

証し、継続的な改善・向上を行うために、教育プログラム、教員個人や授業についての評価に関するデータ及び国立大学法人滋賀医科大学内部質保証に関する自己点検・評価実施要項（以下「実施要項」という。）別表2のとおり実施した意見聴取の結果等を活用して、点検（モニタリング）を行い、その結果を教学活動評価委員会に報告する。

（４）アドミッションセンター

アドミッションセンターは、入学者選抜等の状況について、継続的に改善・向上を行うために、実施要項別表2のとおり実施した意見聴取の結果等を活用して、点検（モニタリング）を行い、その結果を教学活動評価委員会に報告する。

4. 組織の新設・改廃等の重要な見直し

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設、改廃等の重要な見直しに関する検証は、当該新設、改廃等に関する部局組織、評価委員会、教育推進本部及び教学活動評価委員会の協力を得て、教授会、教育研究評議会及び役員会での審議を経て、実施する。

5. 情報公開

社会的説明責任を果たし、内部質保証が機能していることを示すため、自己点検・評価の結果及び第三者評価の結果を積極的に公表するものとする。

6. 内部質保証に関する基本方針の見直し

この基本方針は、内部質保証に対する有効性・効率性を一定の期間において確認し、必要があれば役員会の審議を経て見直しを行うものとする。

<付記>

教育研究評議会及び教授会の役割は、以下のとおりとする。

・教育研究評議会

教育研究評議会は、内部質保証に係る点検・評価（レビュー）及び改善・向上に関する事項を審議し、大学全体としての内部質保証を統括する。

・教授会

教授会は、内部質保証に係る点検・評価（レビュー）及び改善・向上に関する事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

附 則

この基本方針は、令和4年6月23日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和7年4月1日から施行する。